

平成28年第1回大多喜町議会定例会

7月会議会議録

平成28年 7月7日 開会

平成28年 7月7日 散会

大多喜町議会

平成28年第1回大多喜町議会定例会7月議会会議録目次

第1号（7月7日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	2
行政報告	2
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	5
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
会議時間の延長	33
休会について	39
散会の宣告	39
署名議員	41

第 1 回大多喜町議会定例会 7 月会議

(第 1 号)

平成28年第1回大多喜町議会定例会7月会議会議録

平成28年7月7日(木)

午後 3時00分 開議

出席議員(9名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	8番	渡邊泰宣君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(1名)

9番 吉野僖一君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
総務課長	加曾利英男君	企画財政課長	西郡栄一君
産業振興課長	吉野敏洋君	環境水道課長	米本和弘君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 田中雅人

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第36号 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について

日程第3 議案第37号 損害賠償の額を定めることについて

日程第4 議案第38号 平成28年度大多喜町一般会計補正予算(第2号)

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） 皆さん、こんにちは。

本日は、平成28年第1回議会定例会7月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆さんにはご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、本日、吉野僖一君が、入院加療のため欠席する旨の申し出がなされていますので、ご承知おき願いたいと思います。

本日、7月7日は休会となっておりますが、議事の都合により、第1回議会定例会を再開いたします。

これより7月会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎行政報告

○議長（志関武良夫君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成28年第1回議会定例会7月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、ことしの梅雨は、関東地方では雨が少なく、ここ数日は梅雨明けを思わせるような暑い日も続く中、水不足の心配もされております。しかし、これまでの傾向から、梅雨末期には大雨が降ることがしばしばありますので、油断することなく、常に災害に対応できるよう努めていきたいと思っております。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと存じますが、このうち、6月30日には、大河ドラマ誘致実行委員会の方々とともに群馬県の沼田市を訪れました。

沼田市は、現在、NHK大河ドラマ「真田丸」で注目をされていますが、本多忠勝の、この小松姫が嫁いだ真田信之の居城があったところであり、本町とは縁がある地でございます。

当日は、市長さんを初め、担当の職員の皆様方から、大河ドラマの誘致などに関して、さ

まざまなお話をお聞かせいただき、非常に有意義な時間を過ごすことができ、また交流を深めることができました。

道のりは険しいと思いますが、粘り強く、本多忠勝、忠朝の大河ドラマ実現に向けて努力してまいりたいと思います。

さて、本日の会議でございますが、土砂の埋め立てに関する条例の制定が1件、消防車両の事故に伴う損害賠償の額を定める議案が1件、そのほか、一般会計に補正予算を計上する必要が生じたため関係議案を提出させていただいておりますので、ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

○議長（志関武良夫君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会6月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思っております。

なお、このうち、6月30日に、議会報編集委員による視察研修が行われました。視察先は山梨県昭和町議会であります。この研修につきましては、議会報編集委員長渡邊泰宣君から報告を願います。

8番渡邊泰宣君。

○議会報編集委員長（渡邊泰宣君） それでは、平成28年6月30日、編集委員会研修視察ということで、山梨県昭和町議会の広報編集特別委員会を視察いたしました。

参加者は、議長、副議長を初め、編集委員、議会事務局含め8名で参加いたしました。

視察先は、今話したように、山梨県昭和町議会広報編集特別委員会、平成24年2月に、議会報全国コンクールで優秀賞を受賞したということで、訪問させていただきました。

視察目的は、議会広報紙編集についてで、山梨県昭和町のほうでは、議会議長の三井議長を初め、編集委員長、石原委員長、堀副委員長ほか、事務局含めて10名の対応をしていただきました。

研修内容につきましては、最初に、両町より、議長が挨拶をいたしまして、続きまして、両町の編集副委員長より挨拶をいたしました。その後、出席者の自己紹介をいたしまして、研修については、昭和町議長より、町の概要の説明がありました。

内容につきましては、大多喜町との大きな差があるのは、町の面積が9.08平方キロという、大多喜町が129.87平方キロ、約14分の1ぐらいですか、町の面積は小さい町なんです、人

口の形成が平成23年111人増、24年87人増、25年91人増、26年78人増で、26年現在で約1万8,959人ということで、大多喜町とは逆に、大多喜町は減少の一途をたどっておりまして、26年には1万124人ということで、ほぼ逆の対象のような町であります。

この町の特色として、子育て支援が全国の上位を示しておりまして、高齢化率も65歳以上の占める割合が17パーセント台だそうです。大多喜町とちょっと逆の方向に行っていますね。人口の増と比例しているような感じが見受けられます。

続きまして、編集委員長より議会報の内容の紹介、説明を受けまして、質疑応答に入りましたが、議会報は、単独発行の年4回の発行ということで、大多喜町とは発行の回数は同じですが、議会報の発行の早さというか、議会のあった翌月に発行するというので、何でそうできるかという、議会内容及び一般質問について、質問者の原稿と執行部の答弁の原稿をもとに編集して発行するために、議会が終わった翌日からもう編集にとりつくというようなことのようにでした。編集委員も6名おりまして、内容については、各担当で振り分けて行っているようでした。

全般的に、議会報を見ますと、一目で気をつくことは、スペースを十分にとり、文字が大きく、写真、イラストを多く利用して、内容がわかりやすくなるような工夫をされております。

それと、内容につきましては、「井戸端会議」の掲載というような内容のページがありまして、「井戸端会議」については、町に12の行政区がありますが、議員も各行政区に1人か2人ぐらい存在しておりますが、担当区に出席して会議に参加し、対応されております。

ただし、2地区だけ議員不在の行政区があり、その地区は他地区の議員が参加して対応されているそうです。

一般質問の掲載は、1人1ページに掲載され、本人の写真と質問内容の写真、あるいはイラストのどちらかを掲載して、内容もわかりやすくなっておりました。中には、2ページを3人の質問者の掲載されている部分がありまして、2ページの上段を1人ずつスペースをとり、下段は残りの1人が2ページにわたって載せておりました。そのため、内容も当然少なくなりますが、当事者といろいろ話し合って理解しながらやっているそうです。

あと、大きく目立ったのが、「追跡」というページがあります。これは、内容は、一般質問をした内容がその後どのようなになっているかということ、質問者自身は議会等でわかりますが、町民はその質問に関心があってもその後の状況がわかりづらいと思いますが、このページの内容により、さらに実情が理解できるのがこのよさだと思います。そのようなこと

で、掲載のページが特色のあるページであります。

議会報をさらにイメージをよくする、関心度を上げるために、ちょうど最後のほうですかね、よく県民便りとか、この辺でいうと農協の広報にもありますが、クイズのページがあり、正解者に、5名、図書カードを送っているそうです。

議会報発行に当たっては、あらかじめ議会報編集マニュアルを作成しており、そのマニュアルに沿って編集を行っているそうです。

私も、その後、帰ってきてから、ちょっと昭和町の議会のホームページを見ましたけれども、早速、大多喜町の議会からの視察に対応された様子が載っておりました。

また、多古町の議会報にもこの「追跡」というページもありましたし、この辺を参考にし、今後の編集の内容を検討したいと思います、編集委員として、またいろいろよい議会報を発行するために進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、6月24日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願いたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（志関武良夫君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 野村賢一君

6番 江澤勝美君

を指名します。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第2、議案第36号 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、議案第36号について、1ページをお願いいたします。

初めに、議案の提案説明をさせていただきます。

この条例の制定に当たりましては、前年度より、改良土、再生土による埋め立てに関する議会での一般質問や地域住民等からの安心安全に対する不安の声が多数寄せられました。また、県内では、再生土と称される埋め立てから流れ出た土壌環境基準の項目にはない成分によって周辺の水稲が枯死するという事例が報告されております。

このようなことから、現行の大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の全部改正により、土砂等の埋め立て行為の規制を強化し、良好な自然環境と町民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全することを目的に制定するものです。

また、本条例が可決、成立した場合は、3,000平米以上の埋め立てにつきましても町条例の適用とするため、現状の千葉県条例の適用除外の申し出を行い、全ての埋め立て等に関する規制が町条例によるものとなります。

それでは、本文に入らせていただきますが、条文の朗読は省かせていただき、要点の説明とさせていただきます。

なお、資料といたしまして、お手元に配付してあります規則案について、参考としていただきたいと思います。

大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例。

大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年条例第17号）の全部を改正する。

第1条では、この条例の目的を定め、良好な自然環境及び町民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全することを目的としております。

第2条は、この条例においての用語の定義について、第1項第1号では、これまでの土砂等の定義の中に、新たに「再生土等」を含むこととし、条例に基づく許可申請が必要となります。

以下、第7号まで、それぞれの用語の定義を定めております。

第3条では、土砂等の埋め立て等を施工する者及び土砂等の埋め立て等に供する区域の土地所有者等の責務を義務づけています。

第1項では、埋め立て等を施工する者とその土地所有者への土壌の汚染及び災害の発生の未然防止と土壌、地下水等の汚染及び災害が発生した場合には責任を持って対処することを

義務づけ、第2項では、事業者等に対し、苦情または紛争が生じた場合に責任を持って解決に当たることを義務づけております。

第3項及び第4項では、運搬事業者への土壌の汚染防止について義務づけ、第5項及び第6項では、土砂等の発生元事業者への汚染防止と発生土砂等の軽減及び有効利用を義務づけています。

第4条は、町の果たすべき責務を義務づけています。

第5条は、全ての埋め立て行為を対象として、安全基準に適合しない土砂等の埋め立て等の禁止を定めております。

第6条は、第1項で、埋め立て等を行おうとする事業者等は町長の許可を受けなければならないことと一部例外規定を定め、第2項では、許認可土砂等による小規模事業で、最大高さが1メートル未満の場合は届け出義務とし、第3項では、500平米以内であっても1年以内に隣接地に埋め立てする場合は合算の面積で許可を受けなければならないとし、第4項では、許可に当たり、審査会に調査をさせることを定めております。

第7条は、埋め立て事業の施工に当たり、事業区域内の土地に、地上権、永小作権、賃借権等の権利を有する者から同意を得ることを義務づけております。

第8条は、周辺土地所有者等の承諾について定めるもので、第1項では、規則で定める範囲、規則では、8条第1項で、事業区域から10メートル以内の土地所有者からの承諾を義務づけ、第2項では、特定事業については、規則で定める範囲、この規則では事業区域から500メートル以内の近隣住民に事業内容を説明し、承諾を得ることを義務づけております。

なお、第1項、第2項、ともに、許認可土砂等による特定事業で最大高さが1メートル未満となる事業については適用除外としています。

第3項では、埋め立て事業により特に影響を受ける者として、町長が認める者がいるときは、その承諾を得ることを義務づけています。

なお、特に影響を受ける者としては、具体的には、水利組合や500メートル以内に住居等がない場合については耕作者等の道路利用者等を想定しております。

第9条は、許可申請前の事前協議について定めるもので、第1項では、許可申請に当たり、町長への事前協議を義務づけ、第2項では、事前協議を開始した場合に事業計画について住民等への説明を義務づけています。

ただし、許認可土砂等による埋め立て事業で小規模事業及び最大高さが1メートル未満の特定事業の場合は説明を省略することができることとしております。

第10条は、土砂等の発生状況等について調査権を定めるものです。

第11条は、許可申請に当たり、記載事項の内容について。

第1項は、埋め立て事業について、第1号から第12号までの事項について、第2項では一時堆積事業についての記載内容を第1号から第7号までに定めるものです。

第12条は、許可申請に一定の制限を定めるもので、第1項では、事業期間を特定事業、3,000平米以上ですね、これは3年、小規模事業は1年以内とし、第2項では、措置命令を受けた者が必要な措置を完了していないときは申請することができないと規定しております。

第13条は、許可基準について定めるもので、第1項では、埋め立て事業について、第1号から第14号までに規定し、第2項では、一時堆積事業について、第1号から第4号までに一定の許可基準を定めるものです。

第14条は、暴力団関係者について警察の意見を聞くことができることと定めております。

第15条は、安全基準や構造基準を定めるときに町の環境対策審議会の意見を聞くことができることを定めています。

第16条は、許可を受けた者が、第2項から第10項に定める事項を変更する場合は、変更許可を受けることを義務づけるものです。

第17条は、許可に当たり、条件を付することができることとし、この場合の条件は、不当な義務を課するものであってはならないことと定めるものです。

第18条は、許可を受けた者が埋め立て事業に着手した場合に、規則で定める日以内。規則では第16条により10日以内に工事着手届を出すことを定めるものです。

第19条は、土砂等の搬入届について定めるもので、許可を受けた者が土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、規則にあっては、第17条の第1項、土砂等の量が5,000平米ごとに搬入の7日前までに必要な書類を添付して提出することを義務づけるものです。

なお、第1号から第3号に該当する場合は添付を省略することができることとしております。

第20条は、土砂等管理台帳の作成等について定め、第1項では、埋め立て事業に使用された土砂等について発生場所ごとに管理台帳を作成することを義務づけ、第2項では、定期的に土砂等管理台帳の写しを添付して町長に報告することを義務づけております。

第21条は、地質検査等の報告について定めるもので、第1項では、規則で定めるところにより、この規則は、第20条第1項及び第21条で、着手した日から3カ月ごとに地質検査及び

水質検査を行い、その結果を町長に報告することを義務づけております。

第2項は、土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは町長への報告を義務づけています。

第22条は、埋め立て等の許可を受けた者は埋め立て事業が施工されている間、書類及び図面並びに土砂等管理台帳を住民等の縦覧に供することを義務づけております。

第23条は、標識の掲示について、第1項では、事業場内への標識の掲示、第2項では事業区域との境界を明らかにする表示を義務づけています。

第24条は、埋め立て事業の廃止または中止をしようとするときの必要な措置について、第1項から第5項に規定しております。

第25条は、埋め立て事業の完了に当たり、届け出や必要な措置について、第1項から第3項までに義務づけております。

第26条は、埋め立て事業を譲り受けた場合の手続に関して、第1項から第5項までに規定しております。

第27条は、埋め立て事業を相続により事業承継した場合の手続について、第1項及び第2項に規定しております。

第28条は、安全基準に適合しない土砂等が使用された場合や土砂等の崩落により災害の発生を防止するための緊急に必要なと認める場合の措置命令について、第1項から第5項までに規定しております。

第29条は、埋め立て事業の許可を受けた者が、第1項第1号から第7号までに掲げる事項に該当する場合に許可の取り消し及び事業の停止命令について規定しております。

第30条は、事業の廃止、完了または取り消しに伴う義務違反に対する措置命令について定めるものです。

第31条は、土壌の汚染または汚染のおそれがあると認めるときの知事への通報について義務づけるものです。

第32条は、許可の取り消しに当たり、事業主等から事業等の内容について聞き取りや意見を述べる機会を与えることを規定するものです。

第33条は、町長に提出した関係書類等の保存年を5年間の保存と規定するものです。

第34条は、埋め立て事業に関する報告を事業者へ義務づけするものです。

第35条は、町長が指定する職員に現場事務所等への立入り検査ができることを定めるものです。

第36条は、事業者が改善命令または撤去等の命令に違反したときは、その事実を公表することを定めるものです。

第37条は、各申請に対する手数料の額を定めるものです。第1項第1号では、小規模事業許可申請手数料1件につき2万円。第2号は、特定事業許可申請手数料1件につき4万8,000円、第3号は、小規模事業変更許可申請手数料1件につき1万円、第4号は、特定事業変更許可申請手数料1件につき2万8,000円、第5号は、譲り受け許可申請手数料1件につき2万円とするものです。

第2項は、徴収した手数料は還付しない規定となっております。

第38条は、条例の施行に関し、必要な事項は規則へ委任する規定となっております。

第39条から第41条までは、罰則規定となっております。

第39条は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処することとして、第1号では、許可申請を受けない場合及び変更許可申請または譲り受け許可申請を受けないで埋め立て事業を行った者、第2号では、措置命令、許可の取り消しまたは廃止完了または取り消しに伴う義務違反に対する措置命令に違反した者を該当としております。

第40条は、第1号から第6号までのいずれかに該当する者は50万円以下の罰金に処することとしております。

第41条は、第1号から第4号までのいずれかに該当する者は30万円以下の罰金に処することとしております。

第42条は、第39条から第41条の違反行為をした場合、法人または人に対して罰金を科する両罰規定となっております。

附則、施行期日、第1項、この条例は、平成28年10月1日から施行する。

経過措置としまして、第2項から第5項までは、旧条例のもとで許可を受けている事業に対する取り扱いを規定するものです。

以上で、議案第36号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 1点伺いますけれども、第19条と22条に書いてある文言でありますけれども、土砂基準、あるいは水質基準とは明確に出ていますけれども、ただ、これだけでは

ちょっと安心できないと思うんですけれども。

ただ、3,000立米以上とか、大量に埋め立てるところについては、町が許可すれば町のほうで何回か抜き打ち検査等をしない限りは、なかなか取り締まることができないと思いますね。ということは、今までにずっといろんな埋め立て見てきております。量が多くなればなるほど違反が多くなります。これは、当然の今までのやり方であります。

こういう条例をいっばいきちんとつくってあるんですけれども、今そこが抜け道で、量が多くなればなるほど、やっぱり抜き打ち検査、これは必要だと思います。そういうことを考えていますか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいまの19条の搬入条件のところ……

（「それと22条」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） 22条、はい。

ただいまの検査のところですが、検査に当たりましては、第21条で検査をやることとなっております。これは、規則の20条第1項に、地質検査を3カ月ごとにやることというふうに規定しておりますので、抜き打ちの検査ということになると、町のほうで出向いて検査するというような形を言われているんだと思うんですけれども、基本的に、ですから、3カ月ごとと、それから搬入したその日ごとに、その日の土砂がどこから持ってきて、何立米持ってきたというふうな管理台帳もつけるような義務となっておりますので、そこら辺と、あとは町のほうで定期的に巡回するなりの方で監視していくというような形になってくると思いますので、抜き打ちの検査とまでは、ちょっと今のところは考えてはいません。

○議長（志関武良夫君） 6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 期日を指定して、3カ月とか、それ以内にやるということになると、やれ業者はみんな警戒してやりますので、それが終わった時点でということはないか。

この近辺でもそういうところがいっぱいあるんですよ。それで、もう警察に告発してあれしたくらい、責任者がみんな変わっちゃって、会社も変わっちゃって、責任をとる人がいない。そういうあれがもうほとんどのところが多いんですね。

ですから、そういうことが絶対にならないように、量が多くなった場合に、町が特別日にちも指定しないで、さっさと行って抜き打ち検査する、そのくらいのをあれをしないと、やはり汚染土壌、今いろんなところで出ていますけれども、一番怖いのがやはり化学薬品を扱った残土ですね。そういうのがいっぱい出ていますので、ぜひそういうことのないように十分お願い

したいと思います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 先ほど、事業者が途中でいなくなっちゃうとかというようなことがあったんですけれども、今回のこの条例の中には、申請の時点で、第3条のところなんですけれども、今回の事業者、申請者というのは、埋め立てを施工する業者と土地の所有者、両方が申請者となるような申請になっておりますので、土地の所有者に対しても相当の責任というのが出てくるようになりますので、そういう面では、途中で逃げてしまうというようなことは、今までよりは解消されるのではないかというふうに考えております。

（「わかりました」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。2ページ、第3条、埋め立て等の期間中及びその終了後においても責任を持って対処しなければならないということで、責務が書かれておりますが、このその終了後の期間というのは、どのように解釈をさせていただいたらよろしいのか、例えば1年とか2年とか10年とか永久とか、いろいろ解釈できると思うんですけれども、この辺はどの程度まで責務としてとっていただくことができるというふうに解釈させていただいたらよろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） この期間というものは、現状では、例えば1年だとか2年だとかという期間は、今のところまだ決めてはいないんですけれども、終了後も定期的に見回るなりの方法で監視をしていくような形になってくるのではないかというふうに思っております。ですから、期間というのは、はっきり何年というのは、定めるということは今のところできておりません。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 多分こういう埋め立てとか、そういったものは、ある程度の期間、年数がたったときにいろいろな問題が出てくる可能性が高いのかなというふうに感じております。そういう中で、監視ということで今お話がございましたけれども、そうしますと、第4条2項、町の責務の中で監視体制の整備に努めなければならないということであっていただいております。この監視体制の整備というのは、町はどのようにして監視体制をしていくつもりなのか。また、整備をしていき進めていくつもりでいらっしゃるのかお伺いしたい

と思います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 現状の監視体制というのは、各地区に2名ずつ、合計10名の方が監視員というような形で委嘱させてもらっておる状況です。それに加えて、さらに細かく、町のほうの職員と、それからあと毎週木曜日、ポイ捨てごみの収集とかということで町内を回っておりますので、そういった機会をなるべく多くして、その事業をやっている場所についての監視というのは、頻度を多くして監視していくような形を今のところは考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 町で今回この条例をつくっていただきまして、そういった意味で監視にも力を入れていただくということでございますけれども、そうしますと、ただ遠くから見て、大丈夫そうねという形の監視だけではなくて、やはり近場からの土壌、今、江澤議員さんがおっしゃられたような、そういった監視もこの後やっぱり必要になってくるのかなと思いますので、監視の強化というものはご検討いただくということはできるものなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） そういった形で強化に努めていきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今、関連質問になると思いますが、山田議員さんも言われた監視の強化ということなんですが、この強化と一口に言っても、いろんな方法があると思いますし、土壌に問題のあるものが混入されていると目では本当にわからないと思いますし、それがわかってくるのは相当の年数がたってからわかってくるようなことが往々にして多いと思います。その辺について、対応はどういうふうにしたらいいか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 先ほど江澤議員からもお話ありましたように、条例上では、3カ月ごとというのは基本にはありますので、それから、今、例えば、言われましたよね。何年後に出るかわからないというのは、確かにそういう未知数の部分がありますので、この条例上の中では、事業者、それから運搬業者、それから発生元の実業者のほうには、そういった汚染の土砂等が発生しないようにとかというような部分でも義務づけをさせており

ますので、これは許可の時点で、そういう面については、さらに条件といいますか、そういう部分で周知をしていきたいという、それぐらいしか、現在のところは、そういう形で行っていききたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 事業を継続しているときの水質検査、それから地質検査については定期的に行われるということがうたってあります。今皆さんおっしゃるように、本当に周辺への汚染は事業終了後からが問題だと思うんです。

書類については、三十何条だったかで5年間はとっておかなきゃいけないというふうになっていますが、水質検査等についても終了後何年間は定期的に行って報告しなければならないというような条項をつけ加えていくということと、会社を畳んでしまうということも考えられますから、事前に終了するに当たって、検査費用については預かるというような形で、業者に対して安全管理を義務づけるというような条項は入れられないものなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 終了後、じゃ、いつまでだったら安全なのかというのは、もうこれ限りなく、5年、10年になるかもわかりません。そういった中で、終了した時点で検査費用等を事前に預かっておいたらどうかという、そういうことだと思うんですけれども、今考えているのは、完了検査等がございますので、その時点で何らかの、その時点で出ていることはないんですけれども、最終的にも検査結果は出てきますので、その時点で、経過の観察ではないんですけれども、そういった部分について、条例上だと、いつまでとかという期限を切ってやるのはなかなか難しい部分があると思いますので、規則の運用等でそこら辺ができて得る範囲でやればというようなことで検討はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私も課長が言いましたように、再生土とか改良土、疑問が残るものの規制をかけるというのは大変重要だと思っています。しかし、それに伴って、第5条の全ての埋め立て行為について町が責任を持ってずっとやっていくということが果たしてできるのかということで大いに疑問を持っています。

許可をするに当たって、許可権限を得るということは、前も言いましたように、今度、責

任、責務が出てきているわけですね。先ほどいろんな議員さんも言っていましたように、今度、監視体制どうするんだ、工事中の監視体制はどうするんだ、工事完了後の体制はどうするんだ、いろんな業務の量がふえてきます。特に、終了してから5年、10年たって何か問題があったときも、町のそのときの検査体制はどうだったのか、そのときの許可の内容はどうだったのか、全ての事柄について責任を負うようになると思います。果たして今の体制で、そういった責任を負えるようなあれができるのか。やってもらえれば非常にうれしいですよ。

ただ、人口減少とか、いろんな面で税収が減ってくる中で、たびたびいろんなことを要望しても人員がいないので、それについて人員をふやすこともできないというようなことも言われています。

それで、あともう一つ、3,000平米以下だと、大体農家の人とか一般のサラリーマンの方とか、本当に小さな方々がちょっと自分の庭を埋めるからということで申請を上げてくることが多いんだけど、3,000平米以上になると、事業者も埋め立てをある程度事業としてやっていく専門の方々が来るわけですね。

それで、法律では、いろんな面で、農地法、宅地開発、林地開発など、全てにおいて、小規模のものは町で対応するけれども、ある一定を超えるものについては、県、国で対応することになっています。それは、町のほうではそれだけの人材もないし、なかなか全て責任を持ってやることができないからそうなっているんじゃないかなと思うんですけども、今後は、将来に向けて、そういった責任ある体制を整えていくという覚悟があるのか、ぜひそういった体制をつくってもらいたいけれども、それについては大丈夫なんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいまの質問につきましては、4月に行いました全員協議会のときにもそういったお話を聞いております。そういった中で、町としてはこの条例を制定するからには、条例の管理については十分、これ県から離れるから県のほうが全く相談にも乗ってくれないよとかという、そういうこともないということも確認しております。さらに、この条例で一番大事なのは、抑止といいますか、入ってこられないぐらいの規則のほうにもかなり厳しい基準を設けておりますので、そういった面で、土砂の搬入の抑止力というんですか、そういう部分を考えた条例制定というような部分はあります。

確かに、内容的には、根本議員さんはよく知っておられますので、そこら辺については、不安な点はありますけれども、今後、こういった県条例の除外を受けている市町村等もございますので、そういった市町村と連携とりながら進めていければというふうに考えておりま

す。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私も以前は、議員になってから埋め立ての許可申請はやっていませんけれども、議員になる前は千葉県中含めて、埋め立ての許可申請、業としてやらせていただいていた。

その際、住民説明会も開きます。必ず開いて皆さんの意見も聞くことがあります。そうすると、その中で出てくることは、もう感情論になっちゃうんですね。その許可の内容がどうかというより、賛成する人、反対する人、賛成することによって利益を得る人、埋め立てすることについて自分は何も利益を受けない、そうした人たちの感情の世界になってきちゃうんです。

そうすると、その中に、県がやるということであれば、県のほうで住民との間に入っているんな調整をするんでしょうけれども、そういった中に、今度は町が入っていかなくちゃいけない。中に、埋め立てそのものより、Aさんがやるから反対だとか、Bさんがやるから反対、賛成だとか、あとは区長さんの立場として、区長の判こがあるから許可になるけれども、区長の判こがなければ許可にならない。そうすると、区の負担も大分ふえてくると思います。その辺は、また町が間に入ってやっていかなくちゃいけない。

それと、許可をとる、申請するという方は、ある程度は優良な企業だと思っています。要は、一番厄介なのは、許可も得ずに、違法な埋め立てをする行為、この業者は、もう正直言って、申しわけないけれども、ちょっとなかなか一筋縄ではいかない業者が多いです。私も何回か警察の方と、うちが手がけた仕事の中、ちょうど隣でそういったことがあって、一緒に行ったことがあるけれども、非常に一筋縄ではいかないようなところですよ。

ですから、果たしてできるのか、非常に心配しているんです。条例は、つくることは簡単だけれども、それを運用して、本当に実を上げることがより重要だと思います。そのために、ぜひ人員の確保と技術力の確保、これをお願いしたいと思うんですけれども、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今回、これを出すきっかけは、改良土とか、そういう再生土について、やはり何の縛りもできない。これは、今、県はそれはもうやりませんから、そうすると、今までの形でいけば、これはもう野放しでいくしかないんだということになるんです。ですか

ら、そういうことになりますと、この改正となりますと、その全体を町はやらなければいけないということになりますので、ですから、今回の条例を出しているわけですね。ですから、やはりどちらを選ぶかということも一つはあります。

もう一つは、皆さん今おっしゃるように、いろいろご心配される場所はあるんですけども、ただ、少なくとも、やはり最初の埋め立ての無防備な状態のものよりもかなり今の条例というのは縛りを入れて、かなりやりづらくなっていることも事実なんですね。ですから、その上を乗り越えていくというのは、なかなか普通の業者ではまず無理だと思います。

今話にもありましたように、いわゆる無許可でやるとか、ちょっと厄介な、皆さんもやっぱりそれなりにいろいろ知恵を働かせてきますので、そういったところについては、人がどうこうというよりもいろんな技術というもの、そういったものを県とも連携をした中でやらなければならないんだと思います。

県だからといって、県も、じゃ、全部できるかという話ではないんですね。県だってそれほど、全県を見ている中で、あの人数でできる話ではありませんので、そういったことを県ともこれからはいろいろと連携をとりながら、また技術をご指導いただきながらやっていかなければなりません。ただ、要は、改良土、いわゆる再生土を野放しの状態にすることはできないということで、これを進めているということもご理解いただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ですから、何回も言って申しわけありません。そういった体制を整えることが可能なのか。ぜひやってもらいたいたいんだけど、現実問題としてかなりの人員を、さっき言った、監視体制を強化するためには、もうちょっと人員もふやさなくちゃいけないでしょう。職員の方々もある程度の技術力がある方を招かないといけないと思います。

今、県の出先で一緒に県民センターの中でやっている担当者の方も私の1つ先輩ですけども、その方はもう18から入って、技術畑一本でずっともう50年近くやっている素晴らしい方で、全てのことが大体わかっている技術者なんです。勾配がどうの、水の流れがどうの、全てわかっている技術者が配置されています。代々みんなそうです。そういった方々を今後はやっぱりそういった部署に配置するとか、ある程度専門の方を設けていかないとなかなか対応は厳しいんじゃないかと思えますけれども、そういったある程度専門の方を招いて、一生懸命やるということは可能でしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この技術者を育てるというのは、1年や2年じゃ全然無理なんですよ。やっぱり10年、20年という年月、今おっしゃった人も別に2年、3年でできているわけじゃないんです。いろんな経験を積んで、それで来ているんですね。

ですから、やはりこれは今、我々がこういう条例をつくるということは、今度はそういう技術者も育てながらやらなければいけないし、恐らくどんな事業もそうなんですけれども、新しい事業というのは先が見えないんです。ですから、それはいろんな経験をしながら、それを修正しながらやっていく話なので、我々は努力することには、それはもう間違いなくやっていく話なんですけど、じゃ、技術力をいきなりアップしろとか、増員したからそれは全部できるかという話じゃなくて、やはり一つ一ついろんな経験を積みながら向上していくということだけは約束したいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 例えば、一反歩、きちんとルールにのっとって1メートルの高さで埋め立てしたと。完了検査も終了したと。それで、四、五年たってから、一反歩の埋めた土地からまたちょっと奥に入って、1メートルぐらい間隔をあけて、再度申請が出た場合、大多喜町は許可しますか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それはあれですかね、500平米以下というんじゃなくて、1,000平米やっていて、またすぐその隣に同じ規模の……

（「要するに、坪数関係なく」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） 関係なくふやした場合。

これは、6条の3項ですかね。500平米以内でも隣接したところにやる場合については一緒に含むよというふうにしてありますので、前もって1,000平米あれば当然、隣接して、例えば100ふやしたという場合であっても含んでやってもらうような形になるというふうには考えています。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 面積はそれほど関係ないですよ、私の言いたいことは。もうきちんと終わりました、完了の検査も終わりました。五、六年たったら、また再度その上に1メートルやりたいと、そういう申請が出た場合、町は許可しますかということなんです。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 完了して、新規に出した場合ということですよ。

今までの、今まさに言われたような内容で、現在やっているところもありました。

今後、当初の申請の時点で、その埋め立てをどういうふうに、何を目的にその埋め立てをやるのかというようなところを許可を出すときにある程度考えていきたいと思っています。

その当初の目的に沿った計画が終わったのにまた次の計画が出てくる、次の計画の目的というのは何なのかということになってくると思いますので、そこら辺は、当初の申請の時点で十分に、どういった目的だとかというようなことを検討していきたいというふうに思っております。

それから、先ほど、第6条の4項で、今までこの許可申請については、本当に環境の担当だけで許可の審査というのをやっておりましたが、今回、審査会というようなのを設けて、そちらのほうで調査させて、許可に当たって十分に審査するというようなことを決めてあります。これは、今考えている、規則のほうにも載っておりますけれども、役場内の各担当課長と一緒に調査の中に入れていただきまして、それぞれの担当の立場でいろいろと意見をいただいた中で、許可申請に当たって十分内容のほうを精査していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 大変意地悪な質問で恐縮だったんですけども、この事例が関係していると思うんですけども、この近辺の町村であったわけです。それで、対応に、非常に町当局は苦慮したと、そういう事例があったもので、最初からこういう事例がもしあった場合、今いろいろ検討するみたいなことを言っていましたけれども、びしっとそういうところは大多喜町は許可しないんだと、そのような対応をしたほうがよろしいんじゃないですかね。

それで、審査会と、今、言葉が出ましたけれども、この審査会というのはどんな人たちで構成されるのか、そこら辺の説明もできたらお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 規則の第10条に審査会という項目がありますけれども、5ページの下のほうですね。そちらのほうで、副町長のほうをトップとして、5の課長の皆さんに入っていただくような予定で現在はおります。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 今回の審査会の件だけれども、審査会の説明をもう一回してくれるか、すみませんけれども。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） まず、条例のほうでは、6条の4項で、許可に当たってあらかじめ審査会で調査させるというふうにしてあります。規則の第10条で、その審査会について、どういう組織かというものが記入されております。この中に、副町長……

（「規則、どこ」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） 規則が別に配付……

（「5ページのどこ」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） 5ページの一番下のところです。

（「わかりました」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） すみません。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） この埋め立て部材が土砂と再生土等で大きくなったのは非常にいいことだと思っています。要は、やたらなものが全てに含まれるということでしょう、この「等」で。

それで、その中で、先ほどから出ています、21条で土壌の地質検査のことが書かれていますけれども、先ほどの説明では3カ月ごとに検査、報告ということなんですが、地権者がずっと同じだったら最後まで責任を持つ格好になると思うんですが、もうこの土地要らないやと、誰かに譲っちゃったときには、この問題が発生するのは、先ほどから出ていますが、遠い将来になるわけですよ。問題が発生したときに、責任をとらなくちゃいけない人が誰かが出てくるわけです。そのときはどうなるんでしょう、これは。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） そういったことも全くないということではないと思います。

この条例の中では、あくまでも土地の所有者というふうにしてありますので、その事業をやっているときの所有者という考え方も、例えば、所有権が移転した場合であっても、所有者は所有者となりますので、そこら辺は新しい所有者のほうに行くべきものだというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今、改良土とか再生土とか出てきましたので、最近、埋め立てが入ってきているので、ちょっと伺いたいんですが、再生土、改良土にしても、やはり処理してあるので、普通の土壌と違って、粘質度というか、粘り気がほとんどないような土壌だと思うので、その埋め立てた後、例えば、大雨が降ったとか、そういうときに流れ出す可能性も十分あると思うんですけども、そういうものを規制するようなところがあるのかどうか伺います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 土質によって、そういった場合があるんじゃないかという、そういうことでしょうか、それとも。

基準は、規則のほうに、30ページのところに、埋め立て事業の構造上の基準というのがあるんですけども、これは、土砂等の区分、それから高さによって、のりの勾配をどういうふうにするのかというような基準が示されておりますので、あくまでもこの基準の中で施工はしてもらうという形になってきます。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 通常であれば、この勾配とかそういうものを規定どおりやれば崩れないと思いますが、今話したように、ちょっと通常の雨の量とか、そういうものでないようなときには、当然、改良土とか再生土については、さらさらなもののような気がするので、そうした場合には崩れてしまうとかということが発生するのではないかという想像をしていますが、そうした場合にどうなんですかね、責任というか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） この土質については、30ページのところに、土砂等の区分の中に、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令というのがございまして、その中に定める第1種建設発生土から第4種まであるんですけども、この規則の中では第1種から第3種までの発生土についてこの基準の中でやらなければいけないと。また、埋め立てについても1種から3種まででない埋め立てができないというふうにしてありますので、今言われた土砂等については、恐らく4種とかにならないとそういった土は出てこないと思われまして、この基準の中であれば、今言われたようなことはないのではないかというふうに考えております。この基準は、ほとんど県もそうなんですけれども、そういった基準にのっとってやっておりますので、その辺について

は、そういう基準で規定はしてあります。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） そうすると、改良土とか、そういうものについては、基準がまた違うということなんですか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 改良土、再生土についても、この基準の第1種から第3種に入る改良土でなければいけないというふうに考えていただければというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 30ページの土砂等の区分の中に、第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土というのは、この第1種、第2種、第3種というのは、どういうことを指しているのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） まず、第1種の建設発生土というのは、砂、礫及びこれらに準ずるものを言う。これは、工作物の埋め戻し材料とか、土木構造物の裏込み材とか、道路盛り土材、宅地造成用の材料となるべき材料ということになっております。それから、第2種の建設発生土は、砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものということです。それから、第3種建設発生土は、通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものを言うという区分で、すみません、私もどこまでが第1種か第3種かというのも具体的に今ここではちょっと説明できませんけれども、一応、基準的には、こういった基準でいろいろ規制が入ってくるという形にはなっています。

（「4種は」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） 4種は、粘性土及びこれに準ずるもの、それから、第3種建設発生土を除くというような表現なんですけれども、これは、具体的には、水面の埋め立て用の材料とかと、そういう部分に使う材料だと、それが第4種だという……

（「水面」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） 水面に埋める材料ですね。

（「水面って何」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） 水ですね。

だから、そういった海を埋めるとか、川を埋めるとかと、そういう材料に使われるのが第4種の建設発生土だという区分になっています。

(「池なんかを埋めるときにも」の声あり)

○環境水道課長(米本和弘君) そうですね。

○議長(志関武良夫君) 町長。

○町長(飯島勝美君) 最初に、渡邊議員さんがおっしゃったのは、要するに、そういう材質によって勾配とかいろいろ決めてやりますけれども、安全確保をとるということで、あるんですけれども、最初に聞いたのは、要するに、それでもそうやって崩れたりなんかしたらどうするんだと、こういう質問ですよ。そういう中ではないです。

これは、条例の中に定めてありまして、第3条、これに、土地の埋立て等を施工する者及び土砂等の埋立て等に供する区域の土地所有者(以下「事業者等」という。)は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するよう努めなければならない。また、土壌、地下水等の汚染及び災害が発生し、生活環境の保全に支障が生じた場合は、埋立て等の期間中及びその終了後においても責任をもって対処しなければならないという条例をここに入れてあります。

○議長(志関武良夫君) 4番麻生勇君。

○4番(麻生 勇君) 先ほど地質検査とか、3カ月ごとという話になっていますよね。今の町長の3条の件なんですけれども、終了後においてもということですよ。この終了後というのは、どこまでの終了後なのか。すぐ多分答えられないと思うんですよ。だから、ある程度目標というか、例えば20年とか30年とかを数字で入れておくようにしたらどうかという気がしているんですけれども、いかがなものなんでしょうかね。

○議長(志関武良夫君) 町長。

○町長(飯島勝美君) この条文でいきますと、水質の問題とか、いわゆる崩壊の問題とか、いろいろありますので、年限をどこで切るかというのは、ちょっと細かく細分するかどうかの話にもなりますけれども、ただ、最終的に年限を決めるということは、その年限以降についてはもういいですよという話になります。そうではなくて、最後まで、やっぱりこれは、終了後においても責任を持って対処しなければならないということは、例えば、そのところが崩壊したらそれはあなたの責任ですよと、その以降にも水質に問題が出たらそれはあなたの責任ですよという、こういうことですよ。

ですから、それぞれの事例によって違うと思いますので、それはあくまでも、これのほうが厳しい内容だと思うんですよ。終了後も責任を持って対処しなければならないということは、年限を決めるよりもはるかに重い条例であるかなと私は思っています。

(「そう思います」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 4番麻生勇君。

○4番(麻生 勇君) それで、先ほど21条で3カ月ごとの検査、その期間はどこまでかと先ほど質問したわけですが、今のこの3条では、未来永劫ですよ。そうすると、この3カ月ごとの検査というのはずっとやってもらうということになるんですか。

○議長(志関武良夫君) 環境水道課長。

○環境水道課長(米本和弘君) この3カ月ごとの検査というのは、事業をやっている間から終わるまでというのが3カ月ごとというように規定になっております。ですから、終わってから3カ月ごとというように条文とはなっておりません。

○議長(志関武良夫君) 4番麻生勇君。

○4番(麻生 勇君) それは、本当にといってもちょっと変な質問なんですけれども、じゃ、3カ月にならないで工事完了したら検査は要らないという話になるわけか。

○議長(志関武良夫君) 環境水道課長。

○環境水道課長(米本和弘君) そうではないです。

そのときは、完了した時点で検査が入りますので、それぞれ3カ月ごと、それより前に終わっているのであれば完了した時点で検査は入るようになりますので、ないということではないです。完了した時点で、最終的に検査は行うようになります。その完了後、検査が終わってから3カ月ごととかという、そういう決めというのはないということになります。

○議長(志関武良夫君) 4番麻生勇君。

○4番(麻生 勇君) じゃ、これは、3条との整合性はどうなるんですかね。

○議長(志関武良夫君) 環境水道課長。

○環境水道課長(米本和弘君) 3条では、何かが生じた場合というようなことで、責任を持って対処しなければいけないということになっておりますので、検査を義務づけるという、そこまでにはなっておりません。

責任はずっとあるんですけれども、検査を、だから、3カ月ごとにやりなさいよとかという、そういうところまでは義務づけてはないということです。

○議長(志関武良夫君) 4番麻生勇君。

○4番(麻生 勇君) じゃ、問題はわからないわけですよ。誰が見るんですかね、これ。

○議長(志関武良夫君) 町長。

○町長(飯島勝美君) 問題はわからないわけではなくて、それぞれ事業が始まって、事業が

長い場合には、さっきの3カ月ごとの検査とかとありますけれども、短い場合においても最終的には検査を行います。その中で、水質に問題が出た、汚染の問題が出たとか、いわゆるそういう問題が出たときには、当然それは検査完了になりませんよね。ですから、検査時点で問題がなければ検査完了ということになるんですけれども、もう一方で、こちらは終わった後においても問題が発生したら、これは、責任はありますよということを言っているものなんです。

(「誰が見るの」の声あり)

○町長(飯島勝美君) それは、やはり異常が出たときということになりますので、ただ、もう一つは、水質の汚濁というのは、いわゆる何十メートルとか何百メートルという深い地層ではありませんので、そんなに長い期間潜伏することはないと思います。ですから、恐らく汚染物質があれば当然水質に反応してくることは、そんなに時間はかからないと思います。

それと、もう一つは、先ほどありましたように、いわゆる土壌を入れるときに、土壌の出る場所というのは、きちっと搬入前の検査になるわけですね。その証明をつけてもらいますので、ですから、入れるときでもチェックしますので、そういうことでいくということなので、それを100パーセント、何から何まで全部やるとなったら、これは県がやってもできませんし、国がやってもできませんので、そこは、ある程度我々も十分注意はしてまいりますけれども、それは町に限らず、国でも県でもそれはできません。ですから、それはないように、まずは入る土砂をまずチェックするという、検査もしっかりやるということ。そのかわり、また何らか異常が出ればやっぱり近隣の皆さんもみんなわかると思います。

また、定期検査もやっていますから、そういう中で異常が出たときに、また再検査ということになりますよね。ですから、それは当然最後まで責任があるということになりますので、そういうところで、さらにまたこういったことのないように技術力を高めていくということが、先ほどの根本議員にもありましたけれども、そういうプロを育てていくということがやっぱり重要になるのかなと思っています。

○議長(志関武良夫君) ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番(根本年生君) 先ほどの続きで、未来永劫責任を持たせるということが法律上可能なんでしょうか。100年後、200年後まで法律上可能なんでしょうか。いろんな法律あります、時効の問題とか。時効というのは、平穩無事に何年間か過ごしていれば人を殺したって時効で無罪になるわけですよ。もうそういった罪を問われることはない。

だから、そういったことも含めて、時効だけじゃないと思いますけれども、未来永劫責任を持たせることが果たして法律上可能なんだろうかと。それは、法律上よく吟味していただいて、何年までなら可能なのかということをよく吟味して、やっぱり年数を入れていかないと非常にいけないんじゃないかと。ただ、未来永劫というのは、なかなかこれは法律上問題があるんじゃないかならうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この条文は物すごく幅が広いんですね、今言ったように、水質の問題とか崩壊という問題。自分の土地が崩壊して他人に迷惑をかければ、これは別に、誰がどういうふうに持っていたってその人がずっと責任を持たなきゃいけない話ですよ。ですから、そういった問題も含んでいますから、そういうことであれば、やっぱり水質の場合はどうかとかという、こういう話になりますよね。

ただ、一つのもので全部年数を区切るというのは、なかなか難しいのかなと思えますが、その辺は、検討する課題にはなるかと思えます。

ただ、自分の土地が崩れて第三者に迷惑がかかったら、これは何年たっただけ持っている人がずっと責任を持たなきゃいけない話ですよ。これは、埋める埋めないにかかわらず。ですから、そういったことも入っているんだと思えますが、埋めて、そういう事態が起きたらそういうことだと思えますけれども、あとは、また事例でいけば、水質なんかは未来永劫どうかというのは、それはもう今言ったように、まず難しいと思えますよね。だから、そういったところをどう区別するかということは、課題としてはあろうかなと思えます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それと、今の問題とはちょっと離れるんですけども、違法な埋め立て行為が行われて、当然、撤去命令とか修繕命令とか出ると思えますよね。

その際、事業者等がちゃんとしていけばいいけれども、事業者が倒産しちゃった、地主さんも死亡して相続人もわからない、だけれども放っておくと危険だ、そういった場合には、町のほうで撤去するんですか。費用を一時立てかえるかどうか、当然費用が発生しますから。あと、抜き打ちの土壌検査等も、先ほど、必要があれば多分やると思うんですけども、変な水が流れていると思えば、水質調査とか土壌調査やりますよね。そういった費用も地主さんとか事業者が納得しないと、我々はやらないよといったときに町が強制的にやる場合には、後で事業者に負担させるかどうかわからないけれども、一時的には町のほうで負担して行くんですか。もし行うのであれば、その辺もある程度条例に何らかの形で書き加えておかない

といけないんじゃないでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 議論が続いておりますけれども、ここで10分間の休憩とります。40分からの再開にします。

（午後 4時27分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時40分）

○議長（志関武良夫君） 質疑を行います。

質疑ございますか。

（「先ほどの回答」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 違法な埋め立て等があった場合の措置ということですね。

こういった事例も県内にはかなりいろんなところで発生しております。順序立てていくのであれば、まずは所有者なりやった施工業者なりに行って、それでやらなければ法的な手段というんですか、強制代執行とか、そういった形に持っていくしかないと思います。それで、県内にも今そういった産廃の処分がそのままになっていて、負の遺産というような形で残されている部分は結構あります。

最終的には、今県のほうの対応としても、そういった場所については、県のほうの環境基金等がありますので、そちらのほうを財源として処分をしたりするようなことで、今県内の市町村あたりにもそういった事例があれば報告してもらいたいというようなところもありますので、そういった流れでそういうような事業については進めていくような形になると思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、その際、町の負担はないという、当然早急にやらなくちゃいけない場合がありますよね。河川で流出して川がせきとめられちゃったとか、そういった場合もそういった基金を使って、それとも一時的に町がその費用を負担して行うようになるんですか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 緊急を要するというようなことであれば、これは待っていら

れませんので、当然、町のほうの財源を入れて、一時的には支出をして措置をするような形になると思います。それで、その費用については、事業者等のほうに当然請求していくというような形で進めていくような形になると思います。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません、最後に。

じゃ、今の件、よろしくお願いします。

それで、先ほど条文の中の保存期間が5年とありました。そうすると、先ほど何年先、5年、10年先になるかはわからないとなるんですかね。その後の、完了検査が終わった後の事業者、所有者の責任のことについていろいろ出ていましたけれども、そうすると、その5年間の保存という件も当然それに合わせる形で保存しておいてもらわないと、いざ責任を負わせるというときになってもそのときどういった内容だったのかわかりませんので、それは合わせてほしい。5年間の保存とありましたよね。それは合わせる必要があるんじゃないですか。5年間の保存という、資料ですね。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 今言われた資料というのは、何を……

（「ここで全ての資料……」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） その保存のところは、18ページの33条のところに、埋め立て事業が完了した後、5年間、埋め立て事業に関しこの条例の規定により町長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければいけないと。だから、関係する届け出書類とか、やりとりした書類は全部保存するということになっております。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） だから、それが5年間というのが、先ほど期限はわからないけれども、ずっとということでしたよね。そうすると、それに合わせないと、5年間で資料が何もなくなっちゃって、じゃ、10年後に災害なんか起きたときに検証することができないんじゃないんですかと。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） これは、事業者の保存となっておるわけですので、町のものとしては、書類的には永久保存なりの、10年保存とか、ちょっとまだはっきり決まっていませんけれども、そういうような保存年限で同じものはとっておくような形になりますの

で……

(「町は永久保存ということで」の声あり)

○環境水道課長(米本和弘君) はい。

(「わかりました」の声あり)

○環境水道課長(米本和弘君) 永久保存とまではないですけども。

○議長(志関武良夫君) 公共事業の場合は5年と決まっているんだよ、5年以上とね。
ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第3、議案第37号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(加曾利英男君) それでは、23ページでございます。

議案第37号につきまして、本文の説明に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、消防自動車の事故により損害を与えた相手方に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

事故の状況は、消防団員が点検中に消防自動車の運転操作を誤り、消防機庫1階、器具置き場のシャッターにぶつかり、これを損壊させてしまったもので、このシャッターの交換に

要する経費を消防機械器具置き場の所有者である関係区に賠償するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

なお、事故の再発防止のために、消防団幹部に対しまして、消防車の運転に当たっては十分注意するよう、団員への指導を依頼したところでございます。

それでは、本文でございますが、次のとおり公用車事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

第1項、相手方。

千葉県夷隅郡大多喜町庄司68番地1。消防団第2分団第1部構成区代表、中野新町区長、加曾利幸雄。

第2項、事故の概要。

平成28年5月22日午後2時ごろ、消防団第2分団第1部団員が消防車両を機械器具置き場内に収納して、入り口シャッターを閉めた後、ポンプを真空にするためエンジンを始動しようとしたところ、ギアがローに入っていたので車両が前進し入り口シャッターを損壊したものでございます。

第3項、損害賠償額。

23万7,120円。

これは、シャッターの交換に要する経費でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） この車の構造上、エンジンを一旦とめてから始動したんですか。それで、ギアがローに入ったので出ちゃったということなんですか。それとも、エンジンがかかったまま真空にするためにアクセルを吹かして、それで出ちゃったのか。その辺どうなっていますか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 団員に聞き取ったところでございますけれども、一旦エンジンをとめた後、シャッターを閉めて、その後、ポンプを真空にしようとしてエンジンをかけようとしたと。そのときに、ギアがローに入っていたため、クラッチを切らなかったというこ

とだと思いますが、そのまま前進してしまってシャッターを壊してしまったと、そういう状況でございます。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それ、車そのものがオートマの車なんですか、オートマでなければクラッチを踏まないとエンジンがかからないと思うんですが。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） この車、水槽車でございますので、オートマチックではございません。

それで、平成14年車ということで、今の車は、確かにセルモーター回らないと思いますが、当時のものですので、そのままセルモーターが回ってしまったということのようでございます。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 課長、私も消防団OBで、ちょっとよくわからないんですけども、相手方、夷隅郡大多喜町庄司68番地1と書いてありますね。2分団の1部というのは、これ庄司地区も入っているんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今、2分団1班、消防団、再編がありまして、7区で構成しているんですが、庄司は入っていないんですけども、たまたま区長さんの住所が庄司ということで、庄司であっても中野新町の区長をされているということでございます。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 庄司区は2分団の1部の構成区に入っていないんですけども、区長さんがたまたま庄司の住所、そう理解してよろしいんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 私もちっと地元じゃなくてわからないんですけども、住所は庄司ですね。

ただ、自宅は、中野からちょっと行ったところで、区長さんのうちは。そこで中野新町の区長をされているということです。そういう区の構成があるのではないかなというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私も区長さんのうちは知っていますので、中野からこっちへ向かって

きますと、中野の町なかを出て、大カーブがありますよね。あそこの角にアパートがあるんですが、あの脇にうちがあって、あそこは住所が庄司なんですよ。

そういうことで、でも、加曾利さんはもともと中野の人だったものですから、中野の区に所属していて、うちを建てたのが庄司の地域に建てたと、そういうことでございます。そういうところ、幾つかあるような気がするんですけども。

(「飛び地みたいになっているんだ」の声あり)

○町長(飯島勝美君) いやいや、明らかに庄司の地域なんですよ、あそこね。

だから、本当は、中野のところに建てればいいんでしょうけれども、区は、中野にずっと昔からいた人ですから、うちをつくったのは庄司につくりましたけれども、中野の区に入っていると、それで区長さんをやっていると、そういうことでございます。

(「わかりました、すみません」の声あり)

○議長(志関武良夫君) ほかに。

1番根本年生君。

○1番(根本年生君) すみません。これシャッターは壊れたということですけども、車両は特別壊れなかったのかと、あと、人身的なものは、事故はなかったということなんですか。それと、私よく勉強不足でわかりませんが、この消防器具庫というのは各区の所有になっているんですかね、大多喜町中。町で所有している消防器具庫でもあるんですか。それとも、全て各区の所有なんでしょうか。

○議長(志関武良夫君) 総務課長。

○総務課長(加曾利英男君) それでは、お答えしますけれども、車両のほうの損害は、幸い本当にわずかといいますか、バンパーと左側のサイドミラーを支えているバーが少し塗装が剥げた程度で、車両のほうは修理は要しないということです。幸い人はおりませんでしたので、人身は全くございません。

それと、機庫なんですけど、現在、町で所有している機庫は3カ所ございます。新しいもので、宇筒原と大戸と上原にあるんですけども、それは、所有は町ですが、それ以外は区の所有ということで、建てる時に町の補助なりなんなりで建てていただいたということになっておると思います。

○議長(志関武良夫君) ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第4、議案第38号 平成28年度大多喜町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) 議案第38号の説明をさせていただきます。

25ページをお開きください。

平成28年度大多喜町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,787万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,068万1,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めものございます。

それでは、次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により補正予算の説明をさせていただきます。

◎会議時間の延長

○議長(志関武良夫君) ちょっと企画財政課長、申しわけありません。ちょっとすみません。

議員の皆さんに申し上げます。

間もなく5時になりますけれども、会議時間を延長したいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） どうぞ。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、30、31ページをお開きください。

2、歳入、款18繰入金、項1基金繰入金、目10庁舎管理基金繰入金3,992万6,000円の増額補正は、庁舎の非常用発電機設置工事及び施工管理委託料に充てるものでございます。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金795万円の増額補正は、収支の均衡を図るために前年度繰越金を充てたものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

3、歳出、款1議会費、項1議会費、目1議会費19万2,000円の増額補正は、会議ユニット3台分の修理と会議用マイク2本の購入でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費9万1,000円の増額補正は、総合開発審議会開催時の委員報酬でございます。

次の款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費592万9,000円の増額補正は、環境センターの空き缶圧縮ラインの投入コンベアの工事請負費とごみの計量用のパソコンを購入するものでございます。

次の款6商工費、項1商工費、目3観光費150万円の増額補正は、NHK大河ドラマ「真田丸」で、本多忠勝を演じている藤岡氏がお城まつりに出演する費用の一部を補助するものでございます。

次の款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費23万8,000円の増額補正は、消防団第2分団第1部の機械器具置き場のシャッターの損害額を賠償するものでございます。

目4災害対策費3,992万6,000円の増額補正は、庁舎の非常用発電機設置工事に係る施工管理委託料と工事請負費でございます。

以上で、議案第38号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません。観光費の150万円の補助について、藤岡弘さんが来ていただけるとのことですけれども、もう少し具体的にその内容について、わかりましたら詳細を教えてくださいと助かるんですが。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 産業振興課のほうからお答えさせていただきます。

まだ詳細部分については詰めていない状況でございますけれども、とりあえず、概要といたしましては、藤岡様に来場していただきまして、武者、本多忠勝公ですね、このお姿になっていただきまして、多分お城のほうからですけれども、おりてきていただきまして、お城まつり広場からパレードという段取りを最低でもお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） それで、これあくまでもうわさの段階ですけれども、藤岡さん、何か市原のほうに前泊するような話をちょっと、これどこまであれかわかりませんが、それが本当であれば、もう予約したとかしないとかという話ですので、もし前泊するということでしたら、ぜひ大多喜町に泊まっていたいただいたほうがベストではなかろうかと思うんですが、その辺の情報はまだ何とも言えないというところですかね。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 議員のほうの情報が正しいのかとか、ちょっとわかりませんが、こちらのほうでつかんでいる情報の中には、前泊というところまではちょっと詰めていないというのが正直なところでございます。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 前泊する予定です。

それで、南千葉のホテルに泊まるという話だったんですが、そうではなくて、できればこの近くに泊まっていたきたいということで、今その辺は調整をしているようでございます。

（「わかりました」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

4 番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 災害対策費で3,900万の予算が出ていますが、これは非常用の発電機の設置という話なんですけれども、この非常電源のカバー範囲と発電機本体の値段はどのぐらいなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず1点目、カバーする範囲なんですけれども、本庁舎のほうになります。本庁舎の明かりが今ある照明の約2分の1はつけることができます。あと、パソコンのサーバールームの電源と、サーバーがありますからサーバールームの空調、あと多目的トイレ、それと、そのほかに県の防災無線とか町の防災無線がありますけれども、防災無線、それと電話と浄化槽のブロワー、それと、あとパソコンを使うことになると思いますのでコンセントを幾つか生かしたいなというふうに考えております。

発電機の値段そのものなんですけれども、設計は終わっていますからわかることはわかるんですが、これから入札もするので、ちょっとここで発電機そのものが幾らというのは、工事価格は公表しますが、明細は公表しませんので、発電機そのものが今幾らというのはちょっと差し控えていただいたほうがいいかなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 全体の金額は3,900万、それはわかったんですけれども、照明は本庁舎だけでいいんですか。

それと、多分非常電源というのができていますよね、非常用電源というのが。停電になるとぱっとついて消えない、それがそんなに半分あって、本庁舎は。中庁舎、こっちはないんですか。こっちにいる人がいるんじゃないかなと思うんですけれども、こっちはカバーしないのか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 非常用電源といいますか、停電したときには少しの間ついてる明かりは確かにございます。それで、こちらもあるんですけれども、ただ、災害の場合でするので、どこまで電力を供給するか、それによって当然発電機の大きさが違いますので、その辺が非常に難しいところなんですけれども、こちらも生かせればもちろんいいんですけれども、そうしますと、今予定している発電機は145キロボルトアンペアというものなんですけど、実際、少しオーバーすると、またそれよりずっと大きな発電機を入れなくちゃいけない。ですから、あとは予算との都合にもなるんですけれども、カバーする範囲が広くなれば広く

なるほど予算も大きくなりますので、いろいろ内部で調整し、また設計会社とも相談した結果、今申しあげましたカバーする範囲というようなことになりました。

それで、災害ですので、そのときに、確かに全部いろいろ使えればいいんですけども、非常時というようなことで、今申しあげましたような範囲にさせていただいております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それから、その発電機の設置場所なんですけれども、要は仕様なんですけれども、設置場所と仕様。仕様というのは、例えばディーゼルだとか、そういうものがありますよね。これはどんなものなんですか。それと設置場所もお願いします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず設置場所ですが、キュービクルに近いところが一番予算もかからないということで、この議場の後ろですね。本庁舎との間になりますが、そこにスペースがありますので、そこに発電機とオイルのタンクを設置します。

仕様は、ディーゼルですね。A重油を使うというようなことで、設計のほうはそのようなことになっております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ディーゼルだよ、今、油、言ったのは。

発電したときの音は聞いたことがありますか、発電機の音。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 実際これと同じようなものは聞いたことございませんが、例えば、今までの経験だと、公民館だとか火葬場にありますが、そこでは聞いております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

町長。

○町長（飯島勝美君） 騒音につきましては、現在は、もう今これから出るやつは全部低騒音ですから、恐らくこれで作動してもここでは多分本当にわずかな音しか聞こえないと思います。そして、発電機容量145キロボルトアンペアというのは、実際に使用できる、1日フル運転で使える電気というのは、皆さんでわかる数字としては50キロが、最大でも60キロぐらいは使えるかなと思いますけれども、一応50キロで抑えています。

それで、50キロの範囲内の中でやるんですが、向こうにはいわゆるサーバー、ほかの機器もありますので、そこは、ここからまたどこかのコンセントからか何かで向こうで持っていくと、ああいう形でやりますけれども、全体的には、役場の機能が維持できる範囲内ということでもありますので、まず電気は、東電のほうも最大でも3日あれば大体入るでしょうということでもありますので、今までの災害でも大体そのぐらいに入っていると、主要な施設には。そういうことでございますので、3日ぐらいですから、その辺で我慢していただければなと思います。この辺はちょっと使えませんが、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 先ほどこの非常用発電機設置工事というのは、町の建物の中では、勉強不足ですみません、今回つける本庁舎と、ほかにもついているんですか、ほかの役場の建物には。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 私が知っている範囲では公民館がございませぬけれども、公民館は、これは屋内消火栓用の非常用発電、あと火葬場にもありますけれども、これは火葬炉を動かすための非常用発電だと。あとは、大きなものはちょっとないんじゃないかなというふうに思ひます。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） じゃ、やっぱり避難所とか、いろいろなことになっていると思うんですけれども、その辺も計画的に今後はやっていくという予定なんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今、発電機を外につけて動かせば電気はつくように当初から設計してある屋内運動場もありますけれども、そうならないところも多い状況です。

これは、また、6月議会の一般質問でもいろいろございましたけれども、とりあえず消防団等に発電機があつて、照明の設備もありますので、そういうものをできるだけ使っていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（志関武良夫君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす8日から9月30日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす8日から9月30日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（志関武良夫君） これにて本日の会議を閉じます。

散会とします。

大変お疲れさまでした。

（午後 5時11分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成28年 8月22日

議 長 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 野 村 賢 一

署 名 議 員 江 澤 勝 美